

新居浜市告示第91号

道路の占用の制限について

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、新居浜市建設部道路課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

新居浜市長 石川 勝行

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
市道	磯浦中新田線	惣開町乙1595番3地先から 新田町一丁目乙1162番1地先まで
市道	北新町江口線	北新町乙1156番2地先から 北新町乙979番1地先まで
市道	新田松神子線	新田町一丁目乙1162番1地先から 北新町乙1156番2地先まで
市道	西原東須賀線	西原町二丁目甲1546番39地先から 港町甲39番2地先まで
市道	宮北通り線	徳常町甲631番4地先から 徳常町甲674番2地先まで
市道	港町繁本東筋線	港町甲37番1地先から 若水町二丁目455番14地先まで

市道	東港東浜筋線	黒島二丁目930番20地先から 阿島一丁目甲1015番113地先まで
市道	駅裏角野線	坂井町三丁目甲3458番4地先から 瀬戸町甲3667番2地先まで
市道	本郷西筋線	本郷三丁目2119番1地先から 本郷三丁目2116番3地先まで
市道	下泉本郷線	坂井町三丁目甲5337番3地先から 坂井町三丁目甲3667番6地先まで
市道	沖浜中通り線	黒島一丁目930番19地先から 黒島一丁目930番112地先まで
市道	松木東城線	松木町甲5338番1地先から 坂井町三丁目甲5337番3地先まで
市道	端出場1号線	立川町569番5地先から 立川町733番4地先まで
市道	北浜西筋線	多喜浜六丁目67番192地先から 多喜浜六丁目67番183地先まで
市道	東浜北通り線	多喜浜六丁目67番209地先から 多喜浜六丁目67番209地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

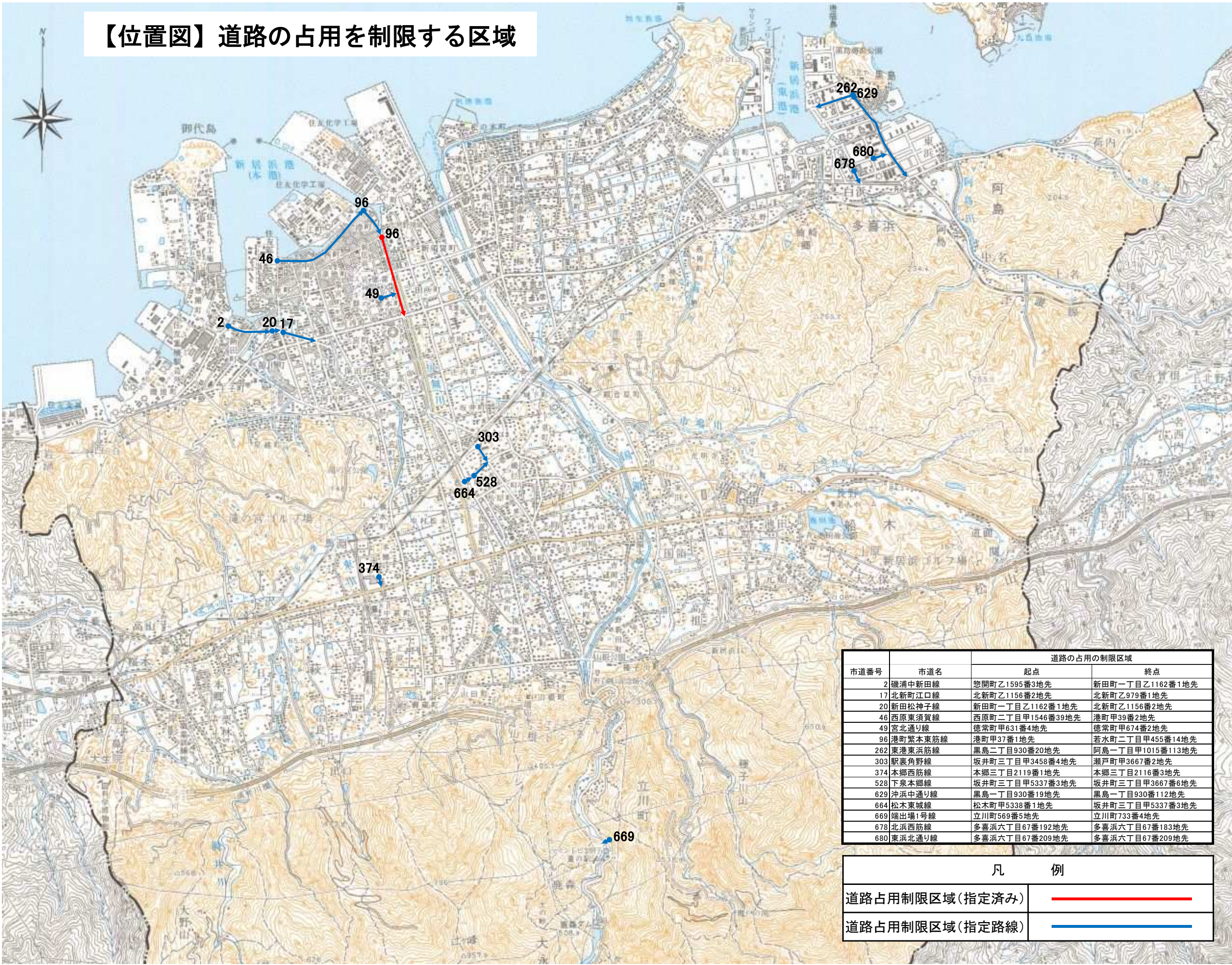
3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和5年10月2日

【位置図】 道路の占用を制限する区域



道路の占用の制限区域			
市道番号	市道名	起点	終点
2	磯浦中新田線	惣開町乙1595番3地先	新田町一丁目乙1162番1地先
17	北新町江口線	北新町乙1156番2地先	北新町乙979番1地先
20	新田松神子線	新田町一丁目乙1162番1地先	北新町乙1156番2地先
46	西原東須賀線	西原町二丁目甲1546番39地先	港町甲39番2地先
49	宮北通り線	徳常町甲631番4地先	徳常町甲674番2地先
96	港町繁本東筋線	港町甲37番1地先	若水町二丁目甲455番14地先
262	東港東浜筋線	黒島二丁目930番20地先	阿島一丁目甲1015番113地先
303	駅裏角野線	坂井町三丁目甲3458番4地先	瀬戸町甲3667番2地先
374	本郷西筋線	本郷三丁目2119番1地先	本郷三丁目2116番3地先
528	下泉本郷線	坂井町三丁目甲5337番3地先	坂井町三丁目甲3667番6地先
629	沖浜中通り線	黒島一丁目930番19地先	黒島一丁目930番112地先
664	松木東城線	松木町甲5338番1地先	坂井町三丁目甲5337番3地先
669	端出場1号線	立川町569番5地先	立川町733番4地先
678	北浜西筋線	多喜浜六丁目67番192地先	多喜浜六丁目67番183地先
680	東浜北通り線	多喜浜六丁目67番209地先	多喜浜六丁目67番209地先

凡 例	
道路占用制限区域(指定済み)	
道路占用制限区域(指定路線)	